

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

固定資産の評価損

Q : 年末に固定資産の棚卸しをしたら、使えそうもない機械等がありました。評価損を計上することはできませんか？

A : 評価損は、次の事実が生じている場合に計上できます。

【解説】

固定資産の評価損は、税務上、次の事実が生じた場合に限り計上が認められます。

- ① 固定資産が災害により著しく損傷したこと
- ② 固定資産が1年以上にわたり遊休状態にあること
- ③ 固定資産がその本来の用途に使用することができないため他の用途に使用されたこと
- ④ 固定資産の所在する場所の状況が著しく変化したこと
- ⑤ 会社更生法等の更生計画認可の決定があったことにより固定資産の評価換えをする必要が生じたこと
- ⑥ ①から⑤に準ずる特別な事実(たとえば、次のような事実)が生じたこと

イ. 固定資産がやむを得ない事情により、その取得の時から1年以上事業の用に供されないため、その固定資産の価額が低下したと認められること

ロ. 民事再生法の規定による再生手続開始の決定があったことにより、固定資産につき評価換えをする必要が生じたこと

